

洲本市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、洲本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年洲本市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）に、設計説明書（様式第2号の1から6まで）及び別表の左欄に掲げる行為の区分に従い、同表の右欄に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(協議)

第3条 条例第2条第3項の規定に基づく市長との協議は、協議書（様式第3号）に、設計説明書及び別表の左欄に掲げる行為の区分に従い、同表の右欄に掲げる図書を添えて行うものとする。協議した行為の内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(通知)

第4条 条例第3条の規定に基づく通知は、通知書（様式第4号）に、設計説明書及び別表の左欄に掲げる行為の区分に従い、同表の右欄に掲げる図書を添えて行うものとする。通知した行為の内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(許可及び不許可の通知)

第5条 市長は、条例第2条第1項の規定により当該申請に係る行為を許可したときは許可書を、当該申請に係る行為を許可できないと認めたときは不許可通知書を当該申請をした者に交付するものとする。

(届出義務)

第6条 風致地区内において、条例第2条第1項の許可を得て、同項各号に掲げる行為を行う建築主、造成主等（以下「建築主等」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、遅滞なく、その旨を届出書（第1号及び第2号の場合にあっては様式第5号、第3号の場合にあっては様式第6号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 建築主等又は工事施行者の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 建築主等又は工事施行者に異動があったとき。
- (3) 工事を完了したとき、中止しようとするとき、又は廃止しようとするとき。

(新たに風致地区が指定されたときの行為の届出)

第7条 新たに風致地区として指定された際現にその区域内において条例第2条第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して30日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

(許可事項の掲示)

第8条 条例第2条第1項の許可を受けた者及び第6条の規定に基づく届出をした者は、その工事期間中風致地区内行為許可票(様式第7号)を当該許可を受けた行為又は当該届出をした行為に係る土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(証明書)

第9条 条例第7条第2項の証明書は、身分証明書(様式第8号)のとおりとする。

(緑地率に係る既存の良好な樹木)

第10条 条例別表第4備考3に規定する規則で定める既存の良好な樹木は、その位置、規模及び植生状態が、当該土地及びその周辺における風致の維持上有効であるものとする。

(緑地率に係る風致の維持に有効な植栽)

第11条 条例別表第4備考3に規定する規則で定める風致の維持に有効な植栽は、当該土地において風致の維持上有効な位置に、10平方メートルにつき成長時の高さが3.5メートル以上の高木1本以上及び成長時の高さが1.5メートル以上の中木2本以上が行われたものとする。

(提出書類の部数)

第12条 この規則の規定により市長に提出する書類は、各2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第51号)の規定に基づきなされた手続は、この規則の相当規定に基づきなされた手続とみなす。

別表（第2条—第4条関係）

行為の区分	添付図書		
	図書の種類	縮尺	図書に明示しなければならない事項
1 建築物 の新築、 改築、増 築又は移 転	(1) 付近見取図	1/10,000以上	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	1/200以上	方位、敷地の境界、敷地内における建築物、工作物、木竹等の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	(3) 平面図	1/200以上	方位、間取り及び各室の用途
	(4) 立面図	1/200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ、方向及び色彩
	(5) 断面図	1/200以上	建築物の断面、現況地盤面、設計地盤面及び平均地盤面の状況、敷地の境界、敷地内における建築物、工作物、木竹等の位置及び高さ並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
	(6) 地盤算定図	1/200以上	建築物が接する設計地盤面及び平均地盤面の状況
	(7) 敷地面積等算定図	1/200以上	建築物の敷地面積、建築面積、求積図及び求積表
	(8) 緑地面積算定図	1/200以上	植栽によって覆われる土地の面積、求積図及び求積表
	(9) 植栽計画図	1/200以上	植栽によって覆われる土地の区域並びに保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹（それぞれ色分けすること。）の名称、位置、高さ、葉張り及び本数等
	(10) 状況カラー写真		敷地及びその周辺の状況
2 工作物 の新築、 改築、増 築又は移 転	(1) 付近見取図	1/10,000以上	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	1/200以上	方位、敷地の境界又は工作物の地上投影部分及び申請に係る工作物と他の工作物との別
	(3) 平面図	1/200以上	
	(4) 立面図	1/200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	(5) 断面図	1/200以上	工作物の断面、現況地盤面、設計地盤面及び平均地盤面の状況、敷地の境界又は地上投影部分並びに申請に

			係る工作物と他の工作物との別
	(6) 地盤算定図	1 / 200以上	工作物が接する設計地盤面及び平均地盤面の状況
	(7) 敷地面積等算定図	1 / 200以上	工作物の敷地面積又は水平投影面積、求積図及び求積表
	(8) 植栽計画図	1 / 200以上	植栽によって覆われる土地の区域並びに保存し、伐採し、若しくは移植し又は新たに植栽する木竹（それぞれ色分けすること。）の名称、位置、高さ、葉張り及び本数等
	(9) 状況カラー写真		敷地又は工作物及びその周辺の状況
3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓	(1) 付近見取図	1 / 10,000以上	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 地形図	1 / 1,000以上	方位及び行為地の境界
	(3) 平面図	1 / 600以上	方位、行為地の境界、排水施設、切土又は盛土をする土地の部分、法面（切土又は盛土をする土地の部分に生ずる法に設置するものに限る。）及び擁壁（切土又は盛土をする土地の部分に生ずる法に設置するものに限る。）
	(4) 断面図	1 / 600以上	現況地盤面及び設計地盤面
	(5) 法面断面図	1 / 50以上	法の高さ、勾配及び保護の方法
	(6) 行為地面積等算定図	1 / 200以上	行為地の面積、求積図及び求積表
	(7) 緑地面積算定図（宅地の造成の場合を除く。）	1 / 200以上	植栽によって覆われる土地の面積、求積図及び求積表
	(8) 植栽計画図	1 / 200以上	行為地において、植栽によって覆われる土地の区域並びに保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹（それぞれ色分けすること。）の名称、位置、高さ、葉張り及び本数等
	(9) 状況カラー写真		行為地及びその周辺の状況
4 木竹の伐採	(1) 位置図又は付近見取図	1 / 10,000以上	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 地形図	1 / 2,500以上	方位、付近の土地利用の現況、林況及び伐採区域

	(3) 伐採計画図	1 / 1,200以上	保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹（それぞれ色分けすること。）の名称、位置、高さ、本数等及び伐採後の土地利用の状況
	(4) 状況カラー写真		行為地及びその周辺の状況
5 建築物等の色彩の変更	(1) 付近見取図	1 / 10,000以上	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 立面図	1 / 200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	(3) 状況カラー写真		行為地及びその周辺の状況
6 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	(1) 付近見取図	1 / 10,000以上	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 地形図	1 / 1,000以上	方位及び行為に係る土地の境界
	(3) 平面図	1 / 600以上	方位、行為に係る土地の境界、排水施設、堆積を行う土地の部分及び擁壁
	(4) 断面図	1 / 600以上	現況地盤面及び設計上の堆積物の断面
	(5) 状況カラー写真		行為地及びその周辺の状況